

群馬地方最低賃金審議会

議事要旨
議事録

HP版議事録

(整理番号0782)

第2回特定最低賃金専門部会（輸送）

令和3年10月19日 非公開

開催日時	令和3年10月19日	14時30分～15時22分	
開催場所	前橋地方合同庁舎 1階共用会議室		
開催状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 特定最低賃金額の審議について		

議事録・議事要旨	議 事 録
----------	-------

事務局	<p>定刻となりましたので、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>本日ご出席の委員は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の合計9名で、最低賃金審議会令第5条第2項に規定される定足数を満たしており、会議が成立することをご報告いたします。</p> <p>なお、後日、議事録を作成いたします際、ご発言なされた委員に内容確認をしていただく場合がございます。</p> <p>大変恐れ入りますが、ご発言の前にお名前をおっしゃっていただきますようお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>ただ今から、第2回目の輸送用機械器具製造業特定最低賃金専門部会を開催いたします。</p> <p>議事進行につきましては、 部会長にお願いいたします。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>

<p>部会長</p>	<p>はい。それでは、会議次第にしたがいまして、議事に入らせていただきます。</p> <p>特定最低賃金額の審議に入りますが、その前に、事務局から説明がございますのでお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。本日の議事の進行につきましてご説明いたします。</p> <p>本製造業の特定最低賃金額が全会一致で議決された場合には、本専門部会において、答申の手続を行っていただくこととなります。</p> <p>また、全会一致とならなかった場合には、その旨を審議会に報告いたしまして、審議会においてご審議をいただくこととなります。</p> <p>なお、本日は、労使協議が必要になることもあろうかと存じまして別室を用意しております。個別に協議等が必要な場合には、ご案内申し上げますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ただ今の説明について、ご質問等ございますでしょうか。</p>
<p>【特になし】</p>	
<p>部会長</p>	<p>はい。質問等ないようですので、事務局説明のとおりといたします。</p> <p>では、特定最低賃金額の審議に入ります。</p> <p>本日は、2回目の会議ですので、労使それぞれから具体的な引上げ額についてご提示いただき、そこから審議を進めていただきたいと思います。</p> <p>全会一致でとりまとめができますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>では、はじめに、労働者側委員から、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。労側■■■■です。よろしくお願いいたします。</p> <p>具体的な要求額について、お話をさせていただきます。</p> <p>2020 闘争で、金属労協の企業内最低賃金についての試算では、2022 年頃に全国加重平均が 1,000 円程度になることが見込まれています。</p> <p>また、これに抵触しない水準として、月額 177,000 円程度を中期の目標として、その達成を目指して計画的に取り組んでいます。</p> <p>これらを踏まえ、具体的な要求額について述べさせていただきます。</p>

	<p>今年度と来年度の2年で1,000円到達を目指して、現在の910円との差額90円を、2年かけて引き上げる考え方から、「45円」の要求をします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 それでは、使用者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。 ただいま、労側より「45円」という高額な要求をいただきましたけれども、私どもは、年来、この特定最賃は、屋上屋を架するもので不要であるということを主張してまいっております。 更に、現下の経営状況・経済環境をみますと、部品不足等による生産の中止、或いは、コロナの影響等々で、先行きがまさに不透明だと、最低賃金を上げるような状況ではないと判断をしております。 したがって、恐縮ではございますが、据え置き「0円」というのが、私どもの回答でございます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 労使双方の意見を確認させていただきますと、労働者側委員からは引上げ額「45円」の提示がございましたが、使用者側委員からは「0円」の提示でした。 それぞれのお考えがあり、ご意見はごもっともではありますが、お互いの示している額の開きが大きいです。 労使双方のご意見を踏まえたうえで、歩み寄ることはできないでしょうか。もう一度ご意見をお伺いしたいと思います。 労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。 使用者側のおっしゃることは分かりますが、産業の発展においても重要な役割を担っている特定最賃だということに考えております。 ですので、今年度、特定最賃の意向表明をした組織の中で、企業内最低賃金の最も低い組織の額は、952円でしたので、その金額までの引上げとして、「42円」を要求します。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>

<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>「0円」というわけにはいかないなということであれば、少し数字を考えないといけないかなということでございますけれども、私どもこれまでも、最低賃金の議論の柱、要の柱となっておりますのが、いわゆる賃金改定調査の第4表でございます。</p> <p>今年度の第4表Cランクは、0.5%ということでございます。</p> <p>現行の特定最賃 910円×0.5%、4.55円、切り捨てまして、「4円」ということで、ご検討をお願いしたいと思えます。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方の意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「42円」の提示がございましたが、使用者側委員からは「4円」の提示でした。</p> <p>まだ、お互いの示している額の開きが大きいようです。</p> <p>もう一步踏み込んでの提案はできないでしょうか。</p> <p>労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>労側■■■■です。</p> <p>先ほどの、金属労協の企業内最低賃金 1,000円というお話がありました。それを2年ではなく3年を目指して、現在の910円との差額90円を3年かけて引き上げるという考えから、「30円」の要求とします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>最低賃金全般的に、昨年はちょっと除いてはいますけれども、それまでの4年間、平成28年から、29、30、31、令和元年ということ。この4年間、非常に高い金額で決まっています。</p> <p>その平均を出しますと、20円ということでございますので、「20円」を回答したいと思えます。</p> <p>よろしくお願ひいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方のご意見を確認させていただきます。</p> <p>労働者側委員からは、引上げ額「30円」の提示がございました</p>

	<p>が、使用者側委員からは「20円」の提示でした。</p> <p>まだ、お互いの示している額に開きがございます。</p> <p>さらに一步踏み込んでのご提案はいただけないでしょうか。</p> <p>労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>地賃よりも優位性のあるセーフティネットというように考えておりますので、今年度の地賃にプラス1円として、「29円」を要求とします。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。それではですね、これまで特定最賃の上げ額で、一番大きかったのが22円でありました。</p> <p>今年は、地賃も28円という、大幅な、史上最高額の上げ幅でございましたので、22円に1円を足して、「23円」を回答したいと思っております。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>労使双方から示された額につきまして、かなり近づいてきているところですが、さらに、もう一步踏み込んで、歩み寄ることはできないでしょうか。</p> <p>確認させていただきたいと思っております。</p> <p>労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。労側■■■■です。</p> <p>やはり、特定最賃は地賃より優位性のあるセーフティネットだと考えております。</p> <p>これにこだわりをもっていきたいところですが、歩み寄って、地賃と同額の「28円」を要求します。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>私どもは、やはり地賃により特定最賃は吸収されるべきというような考え方を持っておりますので、県最賃の金額を上回るということは、基本的には考えておりません。</p>

<p>部会長</p>	<p>これまで、目安あるいは地賃の決定額と、特定最賃との乖離が一番少なかったのが、マイナス4円ということであります。</p> <p>そこで、今年は28円で目安あるいは地賃が決まっておりますので、それをマイナス4円して、「24円」を回答したいと思います。</p> <p>はい。ありがとうございました。</p> <p>ここまで労使双方からご意見をお伺いしましたが、それぞれのお考えがあり、示された額につきましては、近づいてきてはいるものの、まだ開きがございます。</p> <p>特定最低賃金は、労使のイニシアティブ発揮により設定されるという性格のものでございます。</p> <p>この趣旨をお汲み取りいただいたうえで、もう一度、ご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>労働者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>ただいま部会長からもありましたとおり、近づいてはきているものの、まだ開きがあるといった状況にあります。</p> <p>このまま合意に至ることが難しいと考えておりますので、労使で話し合う時間を少しいただきたいと思いますが、是非ご検討をお願いいたします。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ただいま労働者側委員の先生から、労使による協議の申出がございました。これについて使用者側委員の先生、ご意見はございますでしょうか。</p>
<p>使用者委員</p>	<p>はい。■■■■です。</p> <p>今、■■■■委員の方からもありましたけれども、やはりこの特定最賃というのは、労使の合意で、白マルで決めたいなと思っておりますので、是非労使で話をさせていただければと思います。</p>
<p>部会長</p>	<p>使用者側委員の同意もございましたので、労使の協議を行っていただきたいと思います。</p> <p>協議のため一時休会といたします。</p> <p>労使委員の先生方が戻り次第、再開いたします。</p> <p style="text-align: center;">【協議のため、休会】</p>
<p>部会長</p>	<p>長時間のご協議お疲れさまでございました。審議を再開いたします。</p>

	<p>す。</p> <p>労使協議を踏まえまして、まずは、労働者側委員の先生から、ご意見をお願いいたします。</p>
労働者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>まず、労使で協議する時間をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>先ほどの労使協議の経過について、ポイントを絞ってご説明をさせていただきたいと思います。</p> <p>まず労側「28円」、使側「24円」では合意ができないということもありましたので、私たち労側からは、先ほどから拘っている、地賃より優位性のある特定最賃は、地賃以下はあり得ないと考えてはいるが、労使のイニシアティブで決定しているものであることから、歩み寄って「27円」を要求させていただきました。</p> <p>これに対して使側は、やはり「24円」は譲れないと回答がありました。</p> <p>労側としては、このままの平行線では、過去から築き上げてきた労使関係による全会一致は見えないので、更に歩み寄って「26円」を要求しました。</p> <p>これに対して使側からは、厳しい状況ではあるが、労側の意も汲んで「25円」で結審いただきたいとの回答でした。</p> <p>労側からは、これまでの労使関係と、特定最賃は労使のイニシアティブで決定することでもありますので、使側からの最大の歩み寄りとのことも踏まえ、「25円」で合意となりました。</p> <p>経過については以上となります。</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>使用者側委員の先生からも、ご意見をお願いいたします。</p>
使用者委員	<p>はい。■■■■です。</p> <p>内容につきましては、今、■■■■委員の話したとおりでございました。</p> <p>今年は、地域別最低賃金が高かったこともあって、特定最賃の方は、非常に妥協点といいますか、合意点を見つけるのが難しかったと思いました。</p> <p>そんな中で、お互いに最後は労使の信頼関係ということを中心に、全会一致で決めたいということで、使用者側、労働者側にもご苦勞していただいたという感じがあります。大変ありがとうございました。</p>

部会長	<p>はい。ありがとうございました。 ただいま、労働者側委員、使用者側委員の先生方からご発言がありました。 その他の労使委員の先生方、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>では、公益の先生方、ご意見ございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
部会長	<p>はい。ご意見が出尽くしたようです。 まとめますと、労使委員のご意見は、本製造業の最低賃金額を現行の910円から「25円」引き上げ、時間額で935円とする、ということによろしいでしょうか。 ご異議はございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。各委員異議なしとのことでございます。 よって、全会一致で議決いただいたことを確認いたしました。 ありがとうございました。 それでは、この後の手続について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。この後の手続について、ご説明いたします。 全会一致で議決いただきましたので、「専門部会の決議をもって審議会の決議とする」という、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を適用いたしまして、手続を行うこととなります。 つきましては、報告書の（案）及び答申文の（案）を用意いたしますので、少々お時間をいただきますようお願いいたします。</p>
部会長	<p>はい。承知いたしました。 それでは、一時休会といたします。</p> <p style="text-align: center;">【休会】</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案）、答申文（案）を全員に配布】</p>

部会長	<p>会議を再開いたします。 では事務局から、報告書の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。報告書の（案）を読み上げさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【報告書（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 委員の先生方に、報告書の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって群馬地方最低賃金審議会長あて、報告することといたします。 続いて、答申文の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。本日は、全会一致で議決をいただきましたので、本専門部会の決議は審議会の決議となることから、答申文は審議会長名となっております。</p> <p>答申文の（案）を読み上げさせていただきます。 なお、別紙は報告書と同じでございますので、時間額のみ読み上げさせていただきます、その他の項目は省略させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【答申文（案） 朗読】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございました。 委員の先生方に、答申文の（案）を確認していただきましたが、この内容でよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
部会長	<p>はい。ありがとうございます。 ご了承いただいたことを確認いたしましたので、これをもって答申いたします。</p> <p style="text-align: center;">【部会長より基準部長へ答申文を手交】</p>

部会長	<p>答申が無事終わりました。</p> <p>各委員の先生方のご協力により、全会一致で取りまとめることができました。</p> <p>大変ありがとうございました。</p> <p>今後の予定について、事務局から説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。ご答申をいただきまして、ありがとうございました。</p> <p>ご答申をいただきましたことに対しまして、福永労働基準部長からご挨拶を申し上げさせていただき、その後、今後の予定をご説明いたします。</p>
基準部長	<p>ただいま、 部会長から令和3年度の輸送用機械器具製造業特定最低賃金の改定につきまして、ご答申をいただきました。</p> <p>本年度の特定最低賃金の改正につきましては、8月6日に諮問をさせていただき、その後、委員の皆様には熱心なご審議を賜りましたことに、厚く御礼を申し上げます。</p> <p>また、当専門部会の決議が、委員の皆様の合意に基づき、全会一致により行われたことにつきまして、心より敬意を表する次第でございます。</p> <p>労働局といたしましては、この答申を踏まえ、新たな特定最低賃金の発効に向け、所要の手続きを進めてまいります。併せまして、多くの関係者の皆様には、最低賃金制度の一層の周知を図り、その履行確保に努めてまいります。</p> <p>最後に、委員の皆様にご尽力をいただいたことに、重ねて感謝を申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>今後の予定につきまして、2点ご説明いたします。</p> <p>1点目でございます。</p> <p>特定最低賃金の効力発生日につきましては、4業種同一日としているところでございます。</p> <p>つきましては、4業種すべての専門部会において答申をいただいた後に、異議申出の公示をさせていただきます。</p> <p>異議申出があった場合には、11月16日(火)に審議会を開催し、審議を行っていただく予定としております。</p> <p>なお、異議申出がなく、官報公示の手續が順調に進んだ場合、効力発生日は最短で12月29日となる予定でございます。ただし、官報に掲載できる件数には限度があるため、諸事情により官報掲載日がずれて、効力発生日が遅れる場合もございますので、ご了承</p>

<p>部会長</p>	<p>いただきますようお願いいたします。</p> <p>2点目でございます。</p> <p>官報公示に際しまして、公示文は法令用語に準拠する必要がありますので、答申内容に影響を及ぼさない軽微な訂正が行われることがございます。</p> <p>その際には、最低賃金審議会長にご相談申し上げ、ご了承をいただくことといたしますので、併せてご了承をいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい。今後の予定につきまして、説明がございました。</p> <p>1点目は、効力発生日は他の3業種と合わせて同一日となること、また、今後官報公示の手続きを行うということですが、発効は、順調にいったら12月29日となること、しかし、諸事情によりずれ込む場合もあるとのことでした。</p> <p>2点目は、官報公示に際し、答申文の軽微な訂正の取扱いについてです。</p> <p>以上2点について、事務局説明のとおりでよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。ありがとうございました。</p> <p>では、そのようにさせていただきます。</p> <p>では最後に、その他について、事務局から何かございましたらお願いいたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にございません。</p>
<p>部会長</p>	<p>はい。委員の先生方から何かございますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【特になし】</p>
<p>部会長</p>	<p>ご意見等ないようです。</p> <p>それでは最後に確認をいたします。</p> <p>本日の会議において、一部非公開とする発言や資料はなかったと思われませんが、非公開事項はなしということでもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【異議なし】</p>

部会長	<p>非公開事項はなしと確認いたしました。ありがとうございました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、第2回特定最低賃金専門部会を閉会とします。</p> <p>ご審議誠にありがとうございました。</p>
-----	--